

禁裏御本『万葉集』における今川範政

―中世から近世への万葉集受容―

大石 真由香

はじめに

漢字のみで書かれた『万葉集』の訓みが現在訓まれているものに定まるまでには、非常に長い訓読の歴史がある。『万葉集』の訓読の研究は、鎌倉時代の僧・仙覚と江戸時代前期の僧・契沖によって大きく進展した。仙覚は生涯に大きく二度の『万葉集』の本文校訂を行い、さらにそれまで訓のなかった『万葉集』歌すべてに訓をつけた。これによって『万葉集』のすべての歌が一旦「訓める」ようになった。一方、契沖は幅広い文献学の知見に基づき『万葉集』の全歌注釈書『万葉代匠記』を著した。また、万葉仮名の用法を帰納的に研究し、上代の「歴史的仮名遣い」を明らかにした^①。

しかし、仙覚以降、契沖に至るまでに『万葉集』がどのように継承されていたのかは必ずしも明らかではない。本報告は、仙覚が出てから契沖に至るまでの『万葉集』の継承の一端を探るものである。本報告において主として取り上げる禁裏御本は、ちょうど仙覚以降、契沖以前の『万葉集』伝本の一様相を示すものである。

一、禁裏御本とはどのような本か

まず、『万葉集』の伝本の系統を示し、禁裏御本の位置づけについて確認しておく。次の図は、『校本万葉集』所収の主な伝本の系統を図解したものである（（ ）内の漢字一字は写本の略号^②）。

【『万葉集』の主な伝本とその系統】

- 「一」 非仙覚本（次点本）
 - 一、平仮名訓本……元暦校本（元）、類聚古集（類）
 - 二、片仮名訓本……広瀬本（広）、細井本「巻四く六」（細（二））、紀州本「巻一く十」（紀）
- 「二」 仙覚本（新点本）
 - 一、仙覚寛元本……神宮文庫本（宮）、細井本「巻四く六を除く」（細／細（一））
 - 二、仙覚文永本
 - I、文永三年本……西本願寺本「巻十二以外」（西）
 - II、文永十年本
 - 1、頼直本……陽明本（陽）、温故堂本（温）
 - 2、寂印成俊本
 - ① 錯簡本……大矢本（矢）、近衛本（近）
 - ② 中院本……京大本（京）

『万葉集』の伝本は、大きく非仙覚本と仙覚本とに分かれる。仙覚本は、仙覚による『万葉集』の本文校訂の成果を反映した本である。これを新点本とも言う。一方、仙覚による影響を受けていない本、つまり仙覚より古い系統の本のことを非仙覚本、あるいは次点本と言う。禁裏御本は仙覚本の一種である。

仙覚本は大きく二種に分かれる。源親行による『万葉集』の校勘作業を仙覚が受け継ぎ、寛元四年（一二四六）に完成したのが仙覚の一度めの校訂本、すなわち仙覚寛元本である。この寛元本の段階では、一つの本文に対し、左右に多くの訓が書き入れられた状態であったと考えられている。しかしその後、なお不審の文字が多かったため、仙覚は更に多くの本を校合し、二度めの本文校訂を行った。これが仙覚文永本である。³文永本巻一の奥書によれば、多数の訓を併記した寛元本の方針ではどの訓が最善であるか分からないため、文永本では最も優れた訓のみを漢字の右に「一筋に」書くことにしたという。こうして文永本では、寛元本において集められた多くの古い訓が捨て去られることになったのである。

『万葉集』の主な伝本とその系統の「二二 仙覚本（新点本）」の項目を見ると明らかのように、現存する仙覚本系の伝本は、そのほとんどが文永本である。寛元本系の本も二本あるものの、いずれも寛元本としては不完全と言われている。⁴つまり、多くの訓が捨て去られる以前の『万葉集』のすがたを知ることが困難な状態にある

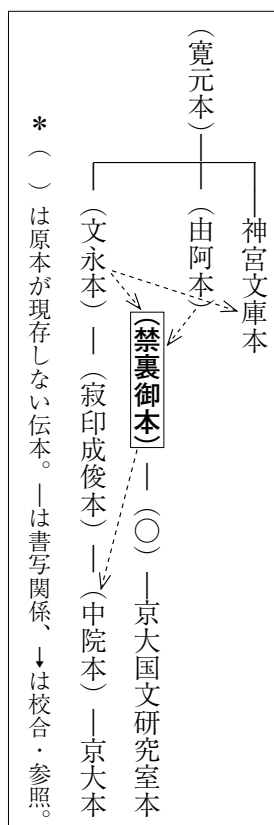
のである。

そこで今、禁裏御本が注目されている。禁裏御本は、室町時代の武家歌人である今川範政が仙覚文永本をもとに仙覚寛元本系の「由阿三代相伝本」を校合し、独自に校訂した本と推測される。⁵

範政は、武家歌人であり学者としても知られる今川了俊を輩出した駿河今川家の第四代当主である。了俊の兄範氏の子である泰範を父に持つため、範政にとつて了俊は大叔父にあたる。井上宗雄は、「範政が古典・歌書を書写・校合するようになったのは、管見に入つた資料によると、応永廿年代においてである。」⁶「範政の学統は、鎌倉系を承けたもので、仙覚：由阿―澄雅―澄守―慈澄より範政に至つたともいわれるが（静岡市史）、但し由阿と冷泉為秀との親交、為秀―了俊の関係、更には了俊の万葉学の造詣の深さ（落書露頭等）、またその藤沢滞在（応永六、七年――由阿は藤沢の僧）等々によつて、了俊を介して範政に來た点も一応想像されよう。」と、範政と了俊との学問上の関わりを示唆する。また、「上級武家が、その権力と経済力とを背景に、相応の教養を持つて積極的に文化を求めた精神は、室町期における下剋上の風潮の反映で、いわば文化的下剋上とでもいふべきものであつて、文化の地域的・階層的普及化が顕著に進んだ結果現れたものであるが、範政はそういう傾向を最も強く体現した人であつた。」と範政の学問を評価する。禁裏御本は、室町時代に文化的にも武家が活躍したことを背景に作られたものなので

ある。

禁裏御本の大きな価値は、その中から寛元本の要素を抽出することによって、現存本に善本のない寛元本のすがたを高い精度で復元できるという点にある。しかしこの本は、原本も忠実な写本も存在しない、いわば「幻の本」であった。ところが報告者のこれまでの調査によって、京都大学大学院文学研究科に所蔵される零本七冊の『万葉集』写本（請求番号：国文貴／Dc／2／貴重。以下、これを「京大國文研究室本」と記す）のうち、卷二、三が禁裏御本の転写本である可能性があることが分かった。次の図は、禁裏御本に関わる伝本系統の想定図である。



本報告では、京大國文研究室本を主たる対象とし、禁裏御本の性格について検討する。

ここで重要なのは、禁裏御本に、その校訂者である今川範政の意図や創見がどの程度反映されているかという点である。禁裏御本を用いて寛元本の復元を行おうとする場合、今川範政の意図的な本文

の書き換えや追加の部分は排除する必要があるし、一方、中世・近世期における『万葉集』の受容・利用について検討する場合、その中に範政の意図による影響がどの程度反映されているのかを考慮する必要があるであろう。そこで本報告では、今川範政による本文校訂に、どの程度、範政自身の意図が反映しているのかを明らかにしたい。

二、禁裏御本と次点本

すでに述べた通り、禁裏御本は文永本と寛元本の両本を校勘資料とした校訂本文（混態本文）であると考えられる。しかし、京大國文研究室本やその他禁裏御本書入本には、現存する仙覚校訂本のいづれとも一致せず、次点本とのみ一致する本文を持つ部分がある。

これについては夙に山崎福之が類聚古集の片仮名訓書入について論じる中で、京大本代緒書入の元の本である禁裏御本について「むしろ非仙覚系諸本の系列の中に位置付けるべき性質をより多く含んでいるのではなからうか。」と言及している⁸⁾。しかしその後、田中大士によって「京大本代緒書き入れの訓が、一見仙覚寛元本と合致しない訓が多いように見られるのは、現存する寛元本系等の神宮文庫本（及び細井本）が寛元本として純粋でないことに起因しており、むしろ、京大本代緒書き入れの訓にこそ寛元本の訓が一貫して残っ

ていると考えられることになる。」と軌道修正されている^⑨。田中論は首肯できるものではあるが、京大国文研究室本巻二、三の存在が確認され、禁裏御本のすがたが明らかになりつつある今、禁裏御本と次点本との関係については改めて検討しておく必要がある。

ここからは、歌本文を対象に、例をあげて検証したい。まず、京大国文研究室本、すなわち禁裏御本が、次点本にのみ存在する文字を採っている例をあげる。本報告においては、原則として京大国文研究室本と京大本^⑩とを対校するが、京大本に代赅が見られない場合、もう一つの禁裏御本書入本として、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」書入を併せて参照する。例の掲出にあたっては、次の凡例に従う。

〔凡例〕

- ・字体は原則として通行のものを用いる。
- ・翻刻の上部に、京大国文研究室本は「京国」、京大本は「京本」、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」は「陽古」と示す。
- ・抹消記号は取消線に統一し、連合符、訓点等のうち問題とならないものについては省略する。
- ・書入部分の色墨は（／色）と示す。
- ・訓を掲出する場合、ひらがな、カタカナの区別をしない。

（例1）巻三・二八九（京本は歌のみ掲出）

〔京国〕

間人宿祢大浦初月歌二首

○浦紀氏○六帖

細イ本

大イ本

見イ本

天原 振離見者 白真弓 張而懸有 夜路者將吉

〔京本〕

天原 振離見者 白真弓 張而懸有 夜路者將告

（ユカム去イ／緒）

〔『校本万葉集』所収諸本の異同〕

・吉……類、紀、宮、細、西、温、陽、矢、近、無、附

・去……広

・告……京（左緒「去イ」）^⑪

・ヨケム（シ）……類、広、紀、宮、細、西、温、陽、矢、近、京（左

緒「ユカム」、附

二八九歌結句末尾の文字に着目する。京大国文研究室本は「吉」を本文とし、「去」をイ本注記している。この「イ本」として掲出される「去」は、主要な伝本中、次点本系の広瀬本とのみ一致する^⑫。このイ本注記は、常識的に見れば校勘資料として用いた本の中に「去」を持つものがあり、それを書き入れたと考えられる。しかし、現存する仙覚本系の本に「去」を持つものとしては京大本代赅書入が唯一である。つまり、禁裏御本にのみ残る本文と言ってよい。これはつまり、現存しない「原・寛元本」と言うべきものに「去」の書入が存在したか、あるいは寛元本とは別に校勘資料として次点本系の本を用いたかどうかであると考えられる。

この場合、「吉」を採るか「去」を採るかで訓が変わる。唯一、本文として「去」を持つ広瀬本はこの箇所を「ヨケム」と訓んでいるが、漢字と訓との対応を考えれば、「将吉」に対して「ヨケム」、「将去」に対して「ユカム」の訓があるべきであろう。

そして、訓が変われば、解釈も変わる。当該歌は仙覚『万葉集註釈』に言及がないため、禁裏御本成立より時代は下るものの、近世期の注釈書を参考にして両訓による歌の解釈について考えておきたい（引用部分の傍線は私に付した。以下も同様）。

・北村季吟『万葉拾穂抄』（一六八六年成立、一六九〇年頃刊行）

あまのはらふりさけ見ればしらま弓はりてかけたる夜みちはよ
けん

（頭注）奥儀抄云、白真弓とはかたわれ月を云。……愚案三日月

は幽なれば半月の夜道をねがふ也。

『拾穂抄』は当該歌結句を「夜みちはよけん」と訓み、「愚案三日月は幽なれば半月の夜道をねがふ也」と言う。これは、当該歌が「間人宿祢大浦初月歌二首」とあるうちの一首めであることと関わる。

『拾穂抄』は歌中の「白真弓張りてかけたる」を「半月」と解した。三日月の夜道は暗いので半月の明るい夜道がよい、と解釈するのである。

・契沖『万葉代匠記』

初稿本（一六八七年頃成立）

白まゆみはりてかくとは、みか月をたとふる事めづらしからず。さればいかなる夜道ゆく人ありとも、白まゆみを天に張て懸たれば、山賊などのおそれあらじとなり。

精撰本（一六九〇年成立）

白真弓トイヘルハ三日月ナリ。……次ノ歌ヲ思フニモ、又前後旅ニテヨメル中ニ入タルニ付テ思フニモ、白真弓ヲ張テ天ニ懸ツレバ、山賊ナドノ恐ナクシテ、今行夜道ハアシカラジトナルベシ。

契沖は、三日月が出ていれば夜道は明るく安全である、という歌意に解する。いずれも末尾を「ヨケム（シ）」と訓み「良からう」の意に解しているが、題詞「初月歌」の内容に合うのは『拾穂抄』より『代匠記』の説であろう。

一方、近世期には「去」を採用し、「ヨミチハユカム（ナ）」と訓んだ注釈書も複数ある。『万葉考槻落葉』、『万葉集略解』『万葉集古義』である。

・荒木田久老『万葉考槻落葉』（一七八八年自序、一七九八年刊行）

夜路者將去。「今本には、将吉とあり。天智紀の歌に、たゞに

し曳鶏武とあれば、えけむとも、よけむとも、よむべけれど、

此歌にとりては、ゆかなとあるがよきに似たれば、今は古本に従へり。」

・橘千蔭『万葉集略解』（一七九六―一八二二年刊行）

天原。振離見者。白真弓。張而懸有。夜路者將吉。

あまのはら。ふりさけみれば。しらまゆみ。はりてかけたる。
よみちはよけむ。

……ヨケムはヨカラムと言ふなり。吉、一本去に作る。さらばユカムともユカナとも訓むべし。一本の方勝れり。

・鹿持雅澄『万葉集古義』(一八一年頃注釈了、一八四四年頃修正了)⁽¹⁷⁾

天原。振離見者。白真弓。張而懸有。夜路者將去。

……○夜路者將去(去ノ字、旧本には吉と作り、今は異本に去と作るが勝れるによる。)は、ヨミチハユカムと訓べし、

○歌ノ意は、天ノ原に、白真弓を張て懸たれば、いかなる夜路をゆくとも、賊徒妖物などのおそれはあらし、いざ夜路は行むと云るなり、

この三種の注釈書はいずれも、空には三日月が架かつて明るく安全であるので夜道を行こう、の意と解釈し、「ヨケム」より「ユカム(ナ)」の訓が合うと考える。その訓に合う本文として「去」を採っているのである。

この近世諸注の誤字説について、沢瀉久孝『万葉集注釈』(一九五八年刊行)⁽¹⁸⁾は次のように述べている。

「吉」が「去」に誤つたのであるが、ヨケムの形が後世用ゐられず、ヨカラムの約などといふ説が行はれたやうに、見馴れない為に、誤字説が行はれたものである。

近世諸注は見慣れない語形を避け、「今本」の本文とは異なっていたとしても、解釈しやすい方を選択しているのである。

では、禁裏御本のイ本注記はどのような態度と考えられるであろうか。まず、底本にした本―文永本であろう―に存在した「吉」をそのまま本文に採用する。しかし、沢瀉の述べるように、ヨケムの語形に疑問があったのではないか。そこで、「原・寛元本」にイ本注記されていたか、または別本に存在した本文「去」をイ本注記し、「ユカム」の訓も書き添えたのだと考えられる。禁裏御本が本文校訂に用いた校勘資料の中には現在次点本にしか残らない本文が存在し、禁裏御本はそれを留めていることが分かる。⁽¹⁹⁾また、禁裏御本の校訂は形式的にのみ行われたのではなく、解釈を考えながら行われたのではないか。この点については、次節以降にも引き続き検討する。

三、禁裏御本のみに存在する本文(一)

前節では、禁裏御本の本文と次点本との関係について述べてきた。禁裏御本は、現存の仙覚本的要素だけでなく、次点本的要素を多分に含むと言つてよいであろう。⁽²⁰⁾しかし禁裏御本には現存する主要な伝本のいずれにも存在しない本文を持つ箇所も多い。本節からは、そのような例について検討を加えたい。

(例2) 卷三・四〇四、四〇五〔京本は歌のみ掲出〕

〔京国〕 娘子報_シ佐伯宿祢赤磨_ニ贈_ル歌一首

千磐破_{チハヤフル}神之社_{カミノヤシロシ}四無_ナ有_{カリセ}世伐_{セハ}春日之野_{カスカノノヘニ}辺_{ヘニ}粟種_{アハマカマシヲ}益_{マシ}乎_ヲ

佐伯宿祢赤磨更贈歌一首

春日野_{カスカノニ}尔_ニ粟種_{アハマケリセハ}有_{マタム}世伐_{カニ}待_{マツ}鹿_{シカニ}尔_ニ繼_{ツキテ}而行_{ユカマシヲ}益_{マシ}乎_ヲ 社師_{モリシ}

留_ル鳥_シ

〔京本〕

千磐振_{チハヤフル}神之社_{カミノヤシロシ}四無_ナ有_{カリセハ}世伐_{セハ}春日之野_{カスカノノヘニ}辺_{ヘニ}粟種_{アハマカマシヲ}益_{マシ}乎_ヲ

春日野_{カスカノニ}尔_ニ粟種_{アハマカリセハ}有_{マタム}世伐_{カニ}待_{マツ}鹿_{シカニ}尔_ニ繼_{ツキテ}而行_{ユカマシヲ}益_{マシ}乎_ヲ 社師_{モリシ}

留_ル鳥_シ

〔参考〕陽古

春日野_{カスカノニ}尔_ニ粟種_{アハマケリセハ}有_{マタム}世伐_{カニ}待_{マツ}鹿_{シカニ}尔_ニ繼_{ツキテ}而行_{ユカマシヲ}益_{マシ}乎_ヲ

社師留_{ヤシロハシ}鳥_{ルヲ}

カラス／鶯

〔『校本万葉集』所収諸本の異同〕

・社師留焉……類

・社師怨焉……紀

・社師留鳥……細 (二)

・社師留鳥……広、宮、細 (一)、西、温、陽、矢、近、京 (左緒「杜

イ)、無 (一)、無 (二)、附

・モリシト、メハ……類

・モリシルカラス……広、細 (二)

・モリシコヒシヲ……紀 (左朱「ヤシロハシルヲ」)

・ヤシロハシルヲ……宮、細 (一)、西 (青)、温、陽 (青)、矢 (青)、

近 (青)、京 (青／左緒「モリシルカラス」)、

附

当該歌群は、佐伯赤磨に言い寄られた娘子が詠んだ四〇四歌と、それを承けて赤磨の詠んだ四〇五歌によって成る。四〇五歌の結句は現行のテキストでは紀州本の本文に従って「社師怨焉」と訓まれている。しかし、現存写本に「ヤシロシウラメシ」と訓んだ本は存在しない⁽²¹⁾。では、この訓に定まる以前には、この歌はどのような歌として読まれていたのか。本文、訓および解釈について検討した上で、禁裏御本の本文、訓採択の方法について考えてみたい。

まず、当該箇所本文は、「社」と「杜」、「怨」と「留」、「焉」と「鳥」の三点に異同がある。「焉」「鳥」は字体の判別が非常に難しく通用字のように使われるため、今回の検討対象とはしない。「怨」「留」についてもすべての仙覚本で「留」となっており、京大国文研究室本、京大本の二本にも異同がないため問題にしない。問題となるのは、「社」に対する「杜」のイ本注記である。「杜」の本文を持つ本

が現存の主要伝本に見られないにもかかわらず、二写本に共通して「杜」のイ本注記がある。禁裏御本にもこの「杜」のイ本注記が存在したことは疑えない。このイ本注記は一体どこから出てきたのか。

当該箇所は漢字本文は諸本に異同がないが、訓には異同がある。

イ本注記「杜」の出自について考える前に、まずは訓の異同について考えておくことにする。

『校本万葉集』所収諸本の異同においてゴシック体で示した次点本には「モリシト、メハ」「モリシルカラス」「モリシコヒシヲ」の三種の訓があるが、いずれも「杜」にあたる部分を「モリ」と訓んでいるという点で共通している。一方、寛元本も含むすべての仙覚本で「ヤシロハシルヲ」と訓んでおり、西本願寺本以下の文永本系の本でこの部分が青字で書かれていることから、仙覚改訓箇所と分かる。仙覚本と非仙覚本とで訓の対立のある部分と言える。

京大國文研究室本の主訓「ヤシロハシルシ」は仙覚本系の本の訓に似ているが、末尾一字の「ヲ」が「シ」になっている。これは京大本に見られない訓であるが、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」の禁裏御本由来の書入である紫の訓に存するため、禁裏御本にも存在したと認定してよいと思われる。また、京大國文研究室本の本文の右にある「杜」のイ本注記と左の訓「シルカラス」をつなぎ合わせると、次点本のうち広瀬本、細井本（二）と同訓になる。

仙覚訓「ヤシロハシルヲ」と、京大國文研究室本の訓―禁裏御本

に存在したと思われる訓―「ヤシロハシルシ」「モリシルカラス」で、歌はそれぞれどのような意味になるのだろうか。

1、「ヤシロハシルヲ」訓を採る場合

・仙覚『万葉集註釈』

歌ノ心ヨリテミルニ、赤磨ガケシヤウシケルオトメノヨメルト
キコエタリ。チハヤブルカミノヤシロシナカリセバトハ、サダ
メテツマアルラムトオソレテ神ノヤシロニタトフルナリ。……
カスガノ、ベニハ、神ノヤシロノマシマセバ、ソレニオソレテ
アハヲモマカヌニタトヘタルナリ。モロ／＼ノタナツモノオホ
カルナカニ、アハヲヨメルコトハ、アハマシトイフコ、ロニヨ
ソフル也。又、アハマカマシヲトハ、アハノタネヲマキヲキナ
バ、ツキニハミニナルベケレバ、ソレガゴトクニ、ヤガテコソ
アハズトモ、オソルベキコトダニナカリセバ、ノチニモアハム
トチギリヲカマシトヨメル也。

（四〇四歌注）

和ノコ、ロハ、アハマケリセバトハ、アハムトダニモチギリヲ
キタラバマチャスラムト、ツギテユカマシヲトヨメルナリ。ヤ
シロハシルヲトハ、赤磨ガ心ニハカノオトメハツマモアラバ、
ソレガナカラムヒマヲモタツネテアハマシトイフ心也。

（四〇五歌注）

これに拠って解釈すれば、四〇四歌は「（赤磨に）恐ろしい神の
杜（妻）がなかったなら、粟を蒔けば実がなるように、今すぐにで

はなくとも将来的には逢おうと言うところだが（赤麿に妻がいるようなので、逢うことはできません）」と、赤麿からの求愛を拒絶する内容を、「社」と「粟」を用いて譬えた歌になる。それに対し、四〇五歌は、「逢おうとさえ約束してもらえたなら、待つてはいられない、何度でも逢いに行こうのに。（娘子の）社（夫）があるならば、その目を盗んででも逢いに行こうのに」という内容と解される。娘子が「あなた（赤麿）の社（妻）が恐いので逢わない」と言うのに対し、赤麿は「あなた（娘子）の社（夫）の目があるとしても（あなたに気持ちさえあれば）逢いに行くつもりがある」と返した歌ということになる。

2、「ヤシロハシルシ」訓を採る場合

この訓は京大本を含む諸本にないが、京大國文研究室本が主訓として持つ他、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」にも主訓の右に紫で書き入れられている。もともとの禁裏御本の主訓はこれであったと考えられる。「ヤシロハシルシ」とは「社は著し」であろう。この訓を採った場合、この部分の解釈は、「社（娘子の夫）の目は厳しいようだ（から、娘子に逢いたいという気持ちはあるのだが、なかなか逢えない）」となるであろう。ただし、これは禁裏御本自体か、その校勘資料かのいずれかで片仮名「ヲ」を「シ」に見誤ったというのが実際のところではないか。

3、「モリシルカラス」訓を採る場合

字義通りに「モリ」を神域の木立、「カラス」を烏の意とすれば、この部分は「神域（娘子）を領有する烏（夫）がいる（から、娘子に逢いたいという気持ちはあるのだが、なかなか逢えない）」となるだろう。このように、「モリ」を娘子、「カラス」をその夫に譬えたものと考えられる。

仙覚訓「ヤシロハシルヲ」を採った場合の歌意とは異なり、「ヤシロハシルシ」「モリシルカラス」はいずれも、赤麿が逢いに行けない理由を娘子の側にあると言い訳した歌となる。前歌で娘子が「逢えない原因はあなた（赤麿）の妻にある」と言うのに対し、赤麿も「逢えない原因はあなた（娘子）の夫にある」と言い返したのである。この二訓はいずれも、当該歌が前歌と同じ理屈で言い返したものであるとの解釈を前提としている。²³ 禁裏御本による「ヲ」から「シ」への変更は、単なる字形の近さによる誤写ではなく、当該歌をそのように解釈した上で、仙覚本の訓「ヤシロハシルヲ」の「ヲ」を「シ」であると判断したことによる可能性もある。

ここで、漢字本文の問題に立ち戻りたい。『校本万葉集』所収諸本において、漢字本文「社」は諸本に異同がない。禁裏御本系の本に「社」のイ本注記を持つのみである。このイ本注記はどこから出てきたのか。

先ほど指摘したように、次点本では漢字本文の「社」にあたる部分をいずれの本でも「モリ」と訓んでいる。この「モリ」の訓は、

漢字本文「社」に合わせて「ヤシロ」と訓む場合に起こる字余りを回避するために発明されたものではないか。

次点本系の諸本に通行訓に合わせて本文が意改される例があることは木下正俊による詳細な報告がある⁽²⁴⁾。中に類聚古集、紀州本の意改を承けた本文が京大本代緒書人に存在するという例もあげられている。当該例でも、現存しない次点本の本文に「杜」を持つものがあつたと考えるのが自然ではないか⁽²⁵⁾。つまり禁裏御本は、現存しない「原・寛元本」、あるいは次点本の本文を残している可能性がある⁽²⁶⁾ということである。

四、禁裏御本のみに存在する本文(二)

(例2)は、受容の間に起こった本文の揺れを、禁裏御本のみが伝えている例であつた。本節では、もう少し複雑な例についても検討を試みておく。

(例3) 卷三・四一〇〇四一一 (京本は四一一歌のみ掲出)

京本 大伴坂上郎女橘歌一首

橘乎屋前尔殖生立而居而後雖悔驗将有八方

和歌一首

吾妹児之屋前之橘其近殖而師故二不成者

ヤマシ
不正

京本

吾妹児之屋前之橘^(食ノ緒)甚近^(イノ緒)殖而師故二不成者不止

〔『校本万葉集』所収諸本の異同〕

・甚近……類、広、紀、宮、細(一)、細(二)、西、温、陽、矢、

近、京(左緒「イ」を「甚」と結び右緒「其」)、無(一)、

無(二)、附

・イトチカク……類、広、紀、宮、細(一)、細(二)、西、温、陽

・イトチカシ……矢、近、京、附

(例3)で問題となるのは四一一歌第三句である。京大國文研究室本には「其近」とあり、イ本注記は存在しない。京大本は本文に「甚近」とあるが、これをイ本とし、「其」を本文とする旨の書入がある。京大國文研究室本にはイ本注記がないが、禁裏御本は「其近」を本文とし、「甚」をイ本注記した本であつたと考えられる。

しかしながら、『校本万葉集』所収諸本に「其近」という本文を持つものはない。京大本代緒書入に「其」とあるのが唯一である。また、訓も諸本に「イトチカク」「イトチカシ」の二訓のみである。つまり、「其」は本文、訓ともに禁裏御本に特有なのである。

では、どのような経緯で「其」の本文、訓が誕生したのか。本文「其」は、そもそものは「甚」の下部「匹」の部分著しく簡略化し、「八」

に近い形になったことでできたものと考えられる。現存諸本は「甚」で異同がないものの、「其」に近い字形を持つ写本が、禁裏御本作成の際の校勘資料の中に存在したのだと報告者は考える。字形の近さによって本文がある一時期に意図しない改変を蒙るという意味では、(例2)と通じるところがある。しかしこの部分は「甚」を採った場合と「其」を採った場合とで明らかに訓が変わり、それによって歌の解釈も変わる。しかも(例2)とは異なり、本文のみならず訓も他本にない独自訓である。「其」の本文を採ることで訓を新たに「ソノ」に改めなければならぬとすれば、それは余程意識的に校訂が行われたことを意味している。

当該歌は、大伴坂上郎女による前歌(四一〇歌)に対する「和歌」である。坂上郎女歌は、現在では「橘」を大事に育てた娘の譬喩とし、好ましくない男に盗られてしまつては後悔してもしきれない、と娘に言い寄る男を牽制する歌と考えられている。⁽²⁷⁾しかし、近世以前には少し異なつた解釈がされていたようだ。⁽²⁸⁾『拾穂抄』四一〇歌頭注には、「橘を我にいひよる人にたとへて、もしかろぐしく逢馴て後あだなる事あらば、立ても居ても悔るかひあらじと也。」と言う。『拾穂抄』は四一〇歌を、男に言い寄られる女自身の作として、「軽々に逢つて後に実のないこと(男が来なくなること)があつたら後悔してもしきれない」と男を牽制する歌と解釈する。

この四一〇歌に対し、四一一歌を男のどのような返答と解釈すれ

ばよいのか。まず、禁裏御本の主訓と考えられる「ソノチカク」と、諸本の訓「イトチカク」「イトチカシ」との解釈の相違を考えておきたい。

「ソノチカク」を採る場合、「あなたのお家の庭に植えてある橘があなたの傍にあるように、その(あなたの)近くまで来て言い寄つたのですから、この恋を实らせずにはおきません」という歌意になるであろう。一方、現行の訓は「イトチカク」であり、例えば新編日本古典文学全集『万葉集』当該歌頭注には「わたしのすぐ近くに植えてしまわれたのだから。この近クは同じ大伴氏で懇意な仲であることをいう。」⁽²⁹⁾としている。

『拾穂抄』は当時の流布本である寛永版本に従い「いとちかし」と訓むが、解釈については次のように述べる。

橘をうへては実なる事をよそへて、かくちかづきいひよるから
は、いひなびけずはやまじと也。
(四一一歌頭注)

この解釈をもとに歌意を求めると、「橘を植えれば実がなるのと同じように、このように近づいて言い寄つたからには、女の心を靡かせるまで諦めない」というようになるであろう。解釈には「いと」に当たる語を用いておらず、さらに三句で「いとちかし」と終止形を用いているものの、解釈は三句切れになっていない。『拾穂抄』の解釈は、「ソノチカク」の訓を採った場合に想定される歌意にむしろ近いと言える。つまり、当該歌を自然に読めば『拾穂抄』のよ

うな解釈が生まれやすいと考えられる。禁裏御本は、歌の意味を考えた上で、それにぴつたりと沿う本文が「其」であると考えたのではないだろうか。そして、その本文を採ったからには「ソノ」と訓まざるを得なくなった。禁裏御本は、歌の意味内容や本文と訓の対応を考えながら校訂を行っていたと言えるのではないだろうか。

おわりに

本報告では、禁裏御本には現存する文永本、寛元本のいずれとも一致せず次点本にのみ残る本文や独自本文を持つ例があること、しかしそれは独自本文の場合においても恣意的に本文を改変したのではなく、校勘資料に近い字形を持つものが存在した可能性が考えられること、また、歌の解釈を考えた上で本文、訓を採否していたであろうことを述べてきた。歌の意味をまず考え、それに対応する本文、訓を採用しようとする方針は、実は近世初期の北村季吟や藤原惺窩の『万葉集』に対する態度にも見られるものである。⁽³⁰⁾これは、『万葉集』を「和歌としてどう読むか」という問題意識に基づく態度と考えられる。中世から近世初期における『万葉集』受容のありようとして、そのような態度による『万葉集』の校訂が行われていたことを理解した上で禁裏御本を扱う必要があるだろう。

一方、京大本代緒書入にはなく京大国文研究室本と陽明文庫所

蔵「古活字本万葉集」紫書入の二本に共通する禁裏御本のすがたが見られることも明らかになった。これは、禁裏御本について考えるにあたって、京大本代緒書入のみでは不十分であることを示したことになる。このようなことから、京大国文研究室本の存在する巻二、三以外の巻についても、陽明文庫所蔵「古活字本万葉集」紫書入にのみ存在する本文を、禁裏御本の本文と見て検討することにより、禁裏御本のすがたがどのようなものであったのかが知られるのではないだろうか。

注

- ①『国史大辞典』（吉川弘文館 一九七九～一九九七年）、『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー 二〇一四年）参照。
- ②諸本の名称、略称は原則として『校本万葉集』に従うが、神田本（神）については現在の研究状況に合わせて紀州本（紀）とする。
- ③『校本万葉集』首巻（岩波書店 一九三一年）「万葉集諸本系統の研究」第二章「万葉集諸本分類の基準」第一節「訓点の種類」第四項「新点本（仙覚本）」（二六五～二六八頁）。
- ④寛元本の代表とされる神宮文庫本でさえ、「仙覚以前の訓を漢字の右に附した巻も、仙覚の訓を漢字の右に附した巻もあつて一定しない。大体に於いて、仙覚の寛元本の純粹ならざる一伝本とは認むべきもの、やうである。」（『校本万葉集』首巻③「万葉集諸本解説」第一部「古写本および古刊本」第十七類「神宮文庫本」（一六一頁））と言われる。

⑤ 武田祐吉『万葉集書志』（古今書院 一九二八年）「万葉集仙覚本

の研究」前編「万葉集仙覚本の成立およびその伝来」第四章「万葉集仙覚本の伝来」、『校本万葉集』首巻^③「万葉集諸本解説」第一部「古写本および古刊本」第十四類「中院本（寂印成俊本の二）」二十八「京都帝国大学本万葉集」、上田英夫『万葉集訓点の史的研究』（塙書房 一九五六年）第二篇第一章「仙覚寛元本」第二章「神宮文庫本と禁裏御本」、小川靖彦『萬葉学史の研究』（おうふう 二〇〇七年）第四部「仙覚の萬葉学の行方」第一章「筑後入道寂意（源孝行）」八「仙覚の「後継者」——由阿による相伝系図の創出」等に論考がある。

⑥ 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』（風間書房 一九六一年）第三章「応永末期の歌壇」7「今川範政」（八九〜九四頁）。

⑦ 平成三十年度上代文学会大会（二〇一八年五月二十七日 於皇學館大学）において口頭発表した。これを再構成した拙稿「京都大学国語学国文学研究室蔵『万葉集』について」を『岐阜聖徳学園大学国語国文学』三八号（岐阜聖徳学園大学国語国文学会 二〇一九年三月予定）に掲載予定である。

⑧ 山崎福之「類聚古集の片仮名訓書入」『萬葉』一一三号（一九八三年三月）。

⑨ 田中大士「万葉集京大本代緒書き入れの性格——仙覚寛元本の原形態——」『国語国文』八一巻八号（二〇一二年八月）。

⑩ 本報告における京大本の調査にあたっては、京都大学附属図書館ホームページ貴重資料デジタルアーカイブ・〔曼朱院本〕万葉集（請求番号：4-23/M/2 貴別。https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00013506）を利用した。また、国文学研究資料館共同研究（特定研究）研究成果報告書『万葉集伝本の書写形態の総合的研究 資料編』（人間文化研究機構国文学研究資料館 共同研究（特定研究）「万葉集伝本の書写形態の総合的研究」編 二〇一七年三

月）を併せて参照した。

⑪ 京大本本文は「告」とあるように見えるが、諸本の状況から考えても、訓のありようからも、京大本の「告」は「吉」の単独誤写であろう。

⑫ 山崎^⑧は、類聚古集の片仮名訓書入が、「数ある非仙覚本のうち冷泉本（伝冷泉為頼筆本・報告者注）および神田本（紀州本・報告者注）と共通するところが最も多いように思われる」とし、冷泉本系の訓と系統的に近く、「神田本はそれに次ぐ密接な関係を認めることができる」と論じている。類聚古集の片仮名訓書入は、現存する次点本系のいずれか一本のみと密接な関係を持つのではなく、冷泉本系と最も近く、次に紀州本と近いものであると言うのである。この点、禁裏御本に存在する次点本の性質と共通する。中世における次点本受容の様相として一つの傾向を示すものであり、今後、研究を深めていく必要がある。

⑬ 『万葉拾穂抄』の引用は、古典索引刊行会編『万葉拾穂抄 影印／翻刻 I』（塙書房 二〇〇二年）所収の影印に拠った。翻刻には必ずしも従わず、濁点・句読点等は私に付した。以下、『拾穂抄』と記す。

⑭ 『万葉代匠記』の引用は、『契沖全集 第二巻』（岩波書店 一九七三年）に拠った。濁点は私に付した。以下、『代匠記』と記す。

⑮ 『万葉考槻落葉』の引用は、『万葉集叢書第四輯 万葉考槻落葉』（臨川書店 一九七二年）に拠った。以下、『槻落葉』と記す。

⑯ 『万葉集略解』の引用は、『覆刻日本古典全集 万葉集略解一』（現代思潮社 一九八二年）に拠った。

⑰ 『万葉集古義』の引用は、宮内省原本全十冊『万葉集古義二巻』（国書刊行会 一八九八年）に拠った。

⑱ 『万葉集注釈』の引用は、『万葉集注釈 卷第三』（中央公論社 一

九五八年）に拠った。

(19) この例の他、巻二・一九四歌一云、一九七歌結句、二三〇歌第二〇句、巻三・四二〇歌第三三句等に例がある。

(20) これらが本来の寛元本に存在した本文であるのか、寛元本のうち範政が校勘資料とした「由阿三代相伝本」に書き入れられていた古次点本の本文であるのか、それとも範政が複数の本を校訂に用いていたのかについてはさらなる検討が必要である。

(21) 「ヤシロシウラメシ」は、『楓落葉』が提唱した訓である。それを沢瀉久孝『万葉集注釈』が認め、以降、現代諸注釈に継承されることとなった。

(22) 『万葉集注釈』の引用は、京都大学国語国文資料叢書別巻二『仁和寺藏万葉集注釈』（臨川書店 一九八一年）に拠った。濁点、句読点は私に付した。

(23) 現行の訓「ヤシロシウラメシ」もこの解釈を前提としている。沢瀉久孝『万葉集注釈』にも「この場合の「社」は、前の歌の「社」が男についてゐる女をたとへたやうに、これは女についた男をたとへたので、同じ言葉を用ゐて、内容を逆にしたものだと見るべきであらう。」（四七一頁）と述べる。

(24) 木下正俊「万葉集写本の意改」『万葉集論考』（臨川書店 二〇〇〇年）。

(25) ただし、例えば巻二・二〇二歌の「神社」は、広瀬本を含むすべての『校本万葉集』所収諸本で「モリ」と訓まれており、漢字本文「社」のまま「モリ」と訓むことは可能であつたと思われる。

(26) 京大国文研究室本のない巻ではあるが、巻四・五六六歌結句等にも、現存しない次点期の本文を禁裏御本のみが伝えていると思われる例がある。報告者はこれらの本文を禁裏御本による意改ではなく、現存伝本には残らない中世における『万葉集』受容のすがたを禁

裏御本のみが今に伝えている例と考えたい。なお、佐竹昭広「万葉集本文批判の一方法」（『佐竹昭広集』第一巻 岩波書店 二〇〇九年）には、古次点期の訓読のほうにこそ、本文が誤脱する以前の『万葉集』のすがたをとどめている例があるという指摘もある。

(27) 沢瀉久孝『万葉集注釈』¹⁸、新編日本古典文学全集『万葉集①』（小学館 一九九四年）等。

(28) 仙覚『万葉集注釈』に当該歌注はない。

(29) 『代匠記』にも同様の指摘がある。初稿本に「親属にてもあるを、宿のちかきにたとへて、君がうへをきし橘なれば、それをおるごとくむかへとりて、我ぬしとならんといふ心を、ならずはやまじといへり。」、精撰本に「親族ナルヲ近キニタトフ。落句ハ、実ニヨセテ聳ニナラズハヤマジトナリ。」とある。

(30) 拙著『近世初期『万葉集』の研究―北村季吟と藤原惺斎の受容と継承―』（和泉書院 二〇一七年）。

【附記】 本稿は、第十回万葉文化館委託共同研究成果報告／第十五回万葉古代学公開シンポジウム「万葉集をよんだ人々・人々のよんだ万葉集」（二〇一八年九月二十二日 於奈良県立万葉文化館）において口頭発表した内容を再構成したものである。